

平成24年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成24年9月24日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成24年9月24日 午前 9時57分 議長 村田忠文

閉会 平成24年9月24日 午前10時47分 議長 村田忠文

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

欠席議員

2番 村田 晨吉

会議録署名議員の氏名

5番 岩田 剛 11番 谷田 操

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田	清隆	議会書記	乾	浩朗
議会書記	寺井	佳孝	議会書記	野崎	裕美

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	汐見 明男	副	町	長	中谷 浩三
教	育	長 松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治		
理事兼保健医療課長事務取扱		加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一		
理事兼上下水道課長事務取扱		松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博		
会 計 管 理 者 ・		藤 林 学	教 育 次 長 ・	木 田 修 司		
会 計 課 長 兼 務			山吹ふれあいセンター所長兼務			
企 画 財 政 課 長		脇 本 和 弘	税 務 課 長	中 島 一 也		
住 民 福 祉 課 長		嶋 田 昌 弘	高 齢 福 祉 課 長	花 木 秀 章		
保健センター所長・		奥 山 英 高	建 設 課 参 事	畑 中 智 博		
地域包括支援センター所長兼務						
産 業 環 境 課 長		藤 崎 裕 司	いづみ人権交流センター所長・	山 口 敏 彦		
			いづみ児童館長兼務			
学 校 教 育 課 長		小 川 淳 一	社 会 教 育 課 長 ・	木 村 坂 次		
			図 書 館 長 兼 務			
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長		田 村 喜 代 一				

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成24年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成24年9月24日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第27号 井手町行政財産使用料条例制定の件
- 第3 平成23年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第4 議案第34号 平成23年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第5 議案第35号 平成23年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第6 議案第36号 平成23年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第7 平成23年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第8 発議第7号 オスプレイ配備撤回と飛行訓練の中止を求める意見書
- 第9 発議第8号 大飯原発の稼働停止を求める意見書
- 第10 議員派遣の件
- 第11 委員会の閉会中の継続調査の件

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。少し早いですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日の会議に、村田晨吉議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

谷田 操議員より、発議第7号、オスプレイ配備撤回と飛行訓練の中止を求める意見書、発議第8号、大飯原発の稼働停止を求める意見書がそれぞれ提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしくご審議願います。

ただいまの出席議員数は11名で定足数に達しておりますので、平成24年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、岩田 剛議員、11番、谷田 操議員を指名します。

日程第2、議案第27号、井手町行政財産使用料条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 丸山久志総務文教常任委員長。

9番（丸山久志） 9番、丸山です。

それでは、総務文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となっております議案第27号、井手町行政財産使用料条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月20日に招集いたしまして、6名の委員全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、この条例を制定することで、どのようなことを考えて提案されたのかと質疑に対しまして、行政財産の法定外使用の取り扱いをどのようにするのか、従前から行政内部で課題として検討を進めてきたところ、条例を制定

して適切に使用料を徴収することが必要ということで、今回この条例を提案したものでありますとの答弁がありました。

次に、この条例の第2条の使用料規定では、年間どれぐらいの収入を見込んでいるのかとの質疑に対して、10万円程度を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、第3条の減免規定がありますが、具体的にどのような減免がありますかとの質疑に対して、災害、事故等の緊急発生により、役場などの公共施設の使用料を免除し、また災害により一時的に居住された方にも免除しようと考えておりますとの答弁がありました。

次に、電柱や水道管、役場の敷地内に郵便ポスト、公衆電話についても徴収するのかとの質疑に対して、町道に立っている電柱につきましては、従来からあります井手町道路占用料徴収条例が適用されまして、今回の条例で言っている電柱はほとんどが町道に立っていますが、まれに役場や出先機関の敷地内に立っている場合もあります。この場合に、提案していますこの条例で使用料を徴収いたします。また、役場の敷地内に郵便ポスト、公衆電話につきましては、住民からの要望を受けて、関係機関に町として設置要望をいたしましたことや利便性を考慮し、公益上特に必要であることから、使用料は免除したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、使用料の単位が1年となっていますが、長期にわたることが想定されていますか。また職員の駐車場はどのように考えているのかとの質疑に対して、井手町財務規則の規定に基づき期間を1年とし、その後必要であれば更新するものであります。職員の駐車場につきましては、今のところ考えておりませんとの答弁がありました。

そのほかといたしまして、土地や建物について、区分の違いや面積の定めなど、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第27号、井手町行政財産使用料条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

議長（村田忠文）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これより議案第27号、井手町行政財産使用料条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第3、平成23年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等についてであります。

監査委員から、平成23年度井手町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について、平成23年度井手町水道事業会計の審査意見について、平成23年度財政健全化審査意見書、平成23年度多賀地区簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書、平成23年度公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書、平成23年度水道事業会計経営健全化審査意見書が提出されています。

杉山代表監査委員、監査意見書の内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 杉山代表監査委員。

代表監査委員（杉山吉次） さきに提出させていただいております審査意見書について、補足説明をさせていただきます。

去る8月28日から9月4日にわたりまして、岩田監査委員ともども平成23年度決算審査を実施いたしました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類について、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、関係諸帳簿及び証書類と

の照合、あわせて関係職員の説明を求め、審査を実施いたしました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図られているかを慎重に審査を実施いたしました。

歳入歳出関係諸帳簿及び証書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、おのおの抽出により調書の計数と財産台帳、歳入歳出簿、備品台帳などを照合検査した結果、計数はいずれも正確であると認められました。複雑多様化する町民ニーズに的確に対応し、その目標達成に向けて着実に重要な諸施策を展開されてきたところであり、高く評価するものがあります。

本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・京都府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造になっており、歳入の確保についてもさらに厳しい状況が続くものと予測されます。歳出におきましても、扶助費などの義務的経費は引き続き増加する中で、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、既定経費のさらなる合理化と財源の重点的、効率的配分、特に経常的な一般経費については極力その抑制を図れ、その節減に努められ、人口減少問題に対し町外の有識者と町内の住民代表などからなる人口の減少を食い止めるための検討委員会の設置、バリアフリー検討委員会の意見を受けての公共施設バリアフリーの整備、利便性の向上を図るための道路整備や河川、下排水路など暮らしの周辺整備、あすを担う子供たちのために教育・保育環境の整備、小・中学校のエコスクール化の調査・研究、公共施設へのLED照明の整備、住宅用太陽光発電システム設置補助など温室効果ガス削減に向けた取り組み、住民の防災意識の高揚と災害に強い安心・安全のまちづくりのため、自主防災組織、消防団、行政との連携、水防倉庫移設整備、備蓄倉庫整備、放射線測定機器購入など、評価すべきところが随所で見られました。

次に、工事箇所審査では、山吹ふれあいセンター空調等工事、町道1号線道路改良工事、西高月下排水路改修工事など審査いたしましたが、いずれも設計図書に基づき、適正に工事が行われておりました。

また、特別会計及び財産区会計におきましても、経費節減の努力の跡が見受けられ、国保会計以外はいずれも黒字決算でありました。国保の被保険者

は無職の方や高齢者が多く、保険税の負担能力が低い一方で医療費が高い傾向にあり、国保財政は危機的な状況にあります。本町のような小さな自治体単独での運営は、限界に来ているように思われます。今後は、22年12月に京都府が策定しました京都府国民健康保険広域化策定支援方針に基づく協議が重要になってくると思われます。

また、引き続き特定健診の受診率の向上を図り、病気の早期発見により、国保の医療費削減に向けた取り組み、徴収率向上など、国保会計健全化に向けてより一層の努力をしていただきたいと思います。

水道事業につきましては、有収率、水洗化率の向上など、健全な経営に努めていただくとともに、負担の公平性の確保という面からも、水道料金の徴収率の向上へ向けてより一層努力をしていただきたいと思います。

複雑多様化する住民ニーズに対応し、住民から信頼される町政運営を実現するためには、職員一人一人が厳しい行財政環境を自覚するとともに、職員の持つ能力を最大限発揮できる意識改革、法令順守の徹底に努めていただきたいと思います。

大変厳しい社会情勢の中ではありますが、住民、議会、行政がともに協力し合い、町の将来像であります「住んでみたい、住み続けたいまち」の実現のために取り組まれることを期待するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（村田忠文） 杉山代表監査委員、どうもご苦労さまでございました。

これをもって、監査委員の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第4、議案第34号、平成23年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第6、議案第36号、平成23年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

議案第34号、提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治）

（議案第34号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第35号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第35号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第36号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘）

（議案第36号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本3件につきましては、監査委員の岩田剛議員を除く11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、平成23年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第36号、平成23年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件については、監査委員の岩田剛議員を除く11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、西島寛道議員、村田晨吉議

員、木田鈴美議員、岡田久雄議員、森田泰雄議員、古川昭義議員、村田忠文議員、丸山久志議員、中坊 陽議員、谷田 操議員、木村武壽議員、以上11名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました11名の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩をいたしたいと思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には中坊 陽議員、副委員長には西島寛道議員と決定いたしました。

日程第7、平成23年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、説明を受けるにとどめたいと思います。

提出者より説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(日程第7を朗読説明)

議長(村田忠文) 以上で日程第7を終わります。

次に、日程第8、発議第7号、オスプレイ配備撤回と飛行訓練の中止を求める意見書を議題とします。

発議第7号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

それでは、提案をさせていただきます。

オスプレイ配備撤回と飛行訓練の中止を求める意見書。

提出者、谷田 操、賛成者、村田晨吉でございます。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたしました。

説明をさせていただきます。

オスプレイ配備撤回と飛行訓練の中止を求める意見書。

米海兵隊の垂直離着陸機MV22オスプレイの普天間配備をめぐり、政府は特に危険と考える根拠は見出し得ないと安全宣言をし、飛行運用を開始させると発表した。これに伴い、現在駐機中の岩国基地で試験飛行を行った上で、10月にも沖縄普天間基地に配備される計画である。

沖縄県では9月9日に10万人以上が参加をして、オスプレイ配備に反対する県民大会が開かれ、また日本全国でオスプレイの飛行訓練への懸念が広がっている。

全国知事会でも、7月19日、安全性についていまだ確認できていない現状では、受け入れることはできないという緊急決議を行っている。沖縄県知事は、今回の宣言に人間の上を飛ばないでほしいと憤っている。これらを見做しての配備計画強行は許されない。

政府は、ことし4月と6月に起こったオスプレイ墜落事故は、人的要因によるところが大きく機体事態に問題がないとして、同機の欠陥を否定してきた。また、低空飛行訓練については、最低安全高度150メートル以上の高度で飛行し、原子力施設や史跡、人口密集地を避けるとしているが、1996年の普天間基地の騒音防止協定をそのまま踏襲したもので、実際には国内各地で高度150メートルを下回る米軍機の超低空飛行や、人口密集地での飛行が相次いでおり、何の拘束力もない。

普天間基地での夜間訓練も必要最小限として、必要であれば認める従来の方針通りである。

事故が起こる可能性が高いとされる飛行モードの転換も、運用上必要な場合は人口密集地での転換も容認している。米軍の運用上の自由は基本的に確

保されており、安全確保にはほど遠い。

よって、政府においては、国民の生命・安全及び生活環境を守る立場から、オスプレイ配備計画は撤回し、国内での飛行訓練を中止するよう、強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月24日。

衆議院議長、横路孝弘様。

参議院議長、平田健二様。

内閣総理大臣、野田佳彦様。

総務大臣、川端達夫様。

外務大臣、玄葉光一郎様。

防衛大臣、森本 敏様。

京都府綴喜郡井手町議会ということで、提案をさせていただきます。

既にオスプレイについては、岩国基地でこの間試験飛行が行われております。始まっていますが、非常に危険性が高いということで、これは沖縄だけの問題ではないという懸念が広がっておりますので、京都府の知事も知事会会長としてさまざま意見を述べている問題でもあります。井手町議会としても意見を上げたいと思いますので、よろしくご賛同をお願いいたします。

議長（村田忠文） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これより発議第7号、オスプレイ配備撤回と飛行訓練の中止を求める意見書を採決します。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手少数です。したがって、発議第7号は否決されました。

日程第9、発議第8号、大飯原発の稼働停止を求める意見書を議題とします。

発議第8号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

それでは、大飯原発の稼働停止を求める意見書を提案させていただきます。

提出者、井手町議会議員、谷田 操。

賛成者、井手町議会議員、村田晨吉。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

大飯原発の稼働停止を求める意見書。

この夏、政府や関西電力は電力需給の逼迫が深刻であるとして、大飯原発3、4号機を再稼働した上で大幅な節電要請を行い、住民生活や経済活動にも大きな影響を及ぼす計画停電まで準備した。しかし、節電要請期間中の関電管内の最大需要は8月3日の2,682万キロワットで、同日ピーク時の供給電力2,999万キロワットに比して317万キロワットの余裕があった。大飯原発による電力供給236万キロワットを除いてなお、81万キロワットの余力があったことがわかる。さらに関電は、供給が安定していると38万キロワットの火力発電所を停止しており、他社からの電力融通も受けられる状況であったことから、大飯原発3、4号機が稼働しなくても供給力には何ら問題がなかったことが判明をした。

政府が新たなエネルギー政策を決めるために行ったパブリックコメントでも、原発割合ゼロ%が87%、原発を今後どうするかは「不要」が84%と、国民は圧倒的に原発ゼロを求めている。それにもかかわらず、9月14日、政府のエネルギー環境会議は、中長期的な革新的エネルギー・環境戦略を決定し、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするようあらゆる政策資源を投入するとして、原発ゼロを求める国民の願いを先送りした。また、安全性が確認された原発は、これを重要電源として活用すると原発に固執する姿勢も

捨てていない。

本町議会では、昨年6月議会において、原子力発電からの脱却を求める意見書を全会一致で可決したところであるが、電力不足論が破綻し夏の需給ピーク期間も終了した今、政府は原発からの脱却を明確にし、直ちに大飯原発3、4号機を停止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月24日。

衆議院議長、横路孝弘様。

参議院議長、平田健二様。

内閣総理大臣、野田佳彦様。

総務大臣、川端達夫様。

経済産業大臣、枝野幸男様。

内閣府特命担当大臣（原子力行政）、細野豪志様。

京都府綴喜郡井手議会ということで、提出をさせていただきました。

政府が決めた革新的エネルギー・環境戦略の決定ですけれども、2030年代ということは、2039年までということであります。余りにも遅すぎるといふことと、こういう決定をしたと言いながら閣議決定もまだできずにあります。これは、経団連はじめアメリカからの圧力というものに屈した結果ではないでしょうか。こういうことでは、国民の安全は守れないと考えますので、大飯原発については特に即時稼働停止する必要があると考えています。

どうぞご賛同をお願いいたします。

議長（村田忠文）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これより発議第8号、大飯原発の稼働停止を求める意見書を採決します。
発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手少数です。したがって、発議第8号は否決されました。

次に、日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成24年9月井手町議会定例会を閉会します。

今期定例会は、9月19日から本日までの6日間という忙しい会期でありましたが、重要な事件を審査していただき、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。厚く御礼申し上げます。

さて、ようやく朝晩秋の気配を感じるようになりましたが、まだまだ残暑の厳しい日が続くようです。どうかお体にご自愛いただき、議員活動にご精励いただきたいと思います。

また、行政におかれましては、今会議中に開陳されました意見や要望等を町政施行に反映していただきますよう要望し、閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時47分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 岩 田 剛

署名議員 谷 田 操